

# 江 東 区 公 報

**目 次**

**◎規 則**

江東区国民健康保険条例の一部を改正する  
 条例附則第2項に規定する規則で定める日  
 を定める規則の一部を改正する規則(52) ……2  
 江東区私道排水設備助成条例施行規則の一  
 部を改正する規則(53) ……2

**◎告 示**

告示事項変更届（古石場親交会）（165） ……5  
 告示事項変更届（東陽1丁目町会）（166） ……5  
 地籍調査事業の実施について（167） ……5  
 指定居宅介護支援事業所の指定について  
 （168） ……5  
 保管自転車の処分について（令和3年5月  
 下期）（170） ……5  
 保管自転車の処分について（令和3年6月  
 上期）（175） ……5  
 特別区道路線の供用開始について（176） ……6  
 情報公開条例第3条及び個人情報保護条  
 例第55条の規定による公表について（177） ……8  
 指定地域密着型サービス事業所の廃止  
 について（178） ……11  
 江東区豊洲特別出張所の飼犬の登録事務に  
 係る手数料、有料ごみ処理券の販売代金、  
 特別区民税、個人の都民税、軽自動車税、  
 国民健康保険の保険料、後期高齢者医療の  
 保険料及び介護保険の保険料の収納事務に  
 係る私人委託について（180） ……11  
 指定地域密着型サービス事業所及び指定地  
 域密着型介護予防サービス事業所の指定に  
 ついて（181） ……11  
 保管自転車の処分について（令和3年6月  
 下期）（184） ……11

**◎告 示（教）**

令和3年第6回江東区教育委員会定例会の  
 の招集(9) ……12

**◎告 示（選）**

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、  
 3分の1の数及び6分の1の数(9) ……13  
 令和3年7月4日執行の東京都議会議員選

挙における各投票区の投票所について(10) ……  
 ……13

令和3年7月4日執行の東京都議会議員選  
 挙における在外選挙人の期日前投票所につ  
 いて(11) ……15

令和3年7月4日執行の東京都議会議員選  
 挙における投票管理者及び同職務代理者の  
 選任について(12) ……15

令和3年7月4日執行の東京都議会議員選  
 挙における期日前投票所の投票管理者及び  
 同職務代理者の選任について(13) ……15

令和3年6月江東区選挙管理委員会告示第  
 12号の一部改正について(14) ……15

**◎告 示（選挙長）**

令和3年7月4日執行の東京都議会議員選  
 挙における立候補者の届出について(1) ……16

令和3年7月4日執行の東京都議会議員選  
 挙における選挙立会人のくじを行う場所及  
 び日時について(2) ……16

令和3年6月付東京都議会議員選挙（江東  
 区選挙区）選挙長告示第1号の一部改正に  
 ついて(3) ……16

**◎区 議 会**

区議会議決事項（令和3年第2回定例会） ……17

規	則
---	---

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例  
附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規則  
の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 6 月 1 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 4 1 号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する  
条例附則第 2 項に規定する規則で定める日  
を定める規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例  
附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規則  
(令和 2 年 9 月江東区規則第 6 8 号) の一部を  
次のように改正する。

本則中「令和 3 年 6 月 3 0 日」を「令和 3 年 9  
月 3 0 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

江東区私道排水設備助成条例施行規則の一部を  
改正する規則を公布する。

令和 3 年 6 月 1 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 4 2 号

江東区私道排水設備助成条例施行規則の一  
部を改正する規則

江東区私道排水設備助成条例施行規則 (昭和 5  
7 年 7 月江東区規則第 3 7 号) の一部を次のよう  
に改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

種別	形状	寸法	単位	単価(円)		備考
				一般工事	工事困難	
排水本管	内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	33,585		深さは、人孔間の平均深さとする。
		深さ 1.00m以上		41,398		
	内径 200mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	35,170		
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		42,983		
		深さ 1.40m以上 1.80m未満		73,855	85,523	
		深さ 1.80m以上 2.20m未満		89,732	101,497	
深さ 2.20m以上 2.60m未満		121,546		133,557		
内径 250mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	43,534			
	深さ 1.00m以上 1.40m未満		53,300			
	深さ 1.40m以上 1.80m未満		79,101	91,097		
	深さ 1.80m以上 2.20m未満		95,489	107,536		
	深さ 2.20m以上 2.60m未満		127,768	140,107		
内径 300mm ・塩化ビニル	深さ 2.60m以上 3.00m未満	m	138,554	157,090		
	深さ 3.00m以上 3.40m未満		153,960			
	深さ 1.40m未満		62,479			
	深さ 1.40m以上 1.80m未満		89,259	102,567		
	深さ 1.80m以上 2.20m未満		106,679	120,134		
内径 350mm ・塩化ビニル	深さ 2.20m以上 2.60m未満	m	140,057	153,757		
	深さ 2.60m以上 3.00m未満		151,819	171,835		
	深さ 3.00m以上 3.40m未満		168,271			
	深さ 1.80m未満		95,503	109,510		
	深さ 1.80m以上 2.20m未満		113,198	127,314		
取付管	内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 2.20m以上 2.60m未満	m	145,315	159,676	
		深さ 2.60m以上 3.00m未満		158,360	173,506	
		深さ 3.00m以上 3.40m未満		177,572		
取付管	内径 200mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	27,800		深さは、排水本管(人孔間)の平均土被りとする。
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		29,868		
管防護	内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 1.40m以上	m	32,353		
		深さ 1.00m未満		34,329		
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		36,397		
		深さ 1.40m以上		38,882		
管防護	内径 200mm ・塩化ビニル		m	16,420		
				17,141		
				19,077		
				19,645		
人孔	矩形人孔 内径 60cm×90cm	深さ 1.00m未満	箇所	524,938		
		深さ 1.00m以上 1.20m未満		604,793	609,407	
人孔	矩形人孔 内径 60cm×90cm	深さ 1.20m以上 1.40m未満	箇所	644,231	648,844	
		深さ 1.40m以上 1.60m未満		688,304	692,918	
人孔	矩形人孔 内径 60cm×90cm	深さ 1.60m以上 2.00m未満	箇所	763,309	768,435	
		深さ 2.00m以上		886,188	893,878	
人孔	円形人孔 内径 70cm	深さ 1.00m未満	箇所	281,255		
		深さ 1.00m以上 1.20m未満		302,348		
		深さ 1.20m以上		351,147	353,710	

	円形人孔 内径 90cm	深さ 1.20m 未満 深さ 1.20m 以上 1.40m 未満 深さ 1.40m 以上 1.60m 未満 深さ 1.60m 以上 2.00m 未満 深さ 2.00m 以上 2.40m 未満 深さ 2.40m 以上 2.80m 未満 深さ 2.80m 以上 3.20m 未満	箇所	561,293 640,337 691,104 804,790 899,408 1,016,983 1,141,003	644,438 695,205 810,429 908,122 1,036,975 1,160,995	
	副管 内径 200mm ・塩化ビニル	高さ 1.00m 未満 高さ 1.00m 以上 1.50m 未満 高さ 1.50m 以上 2.00m 未満 高さ 2.00m 以上	箇所	136,088 155,305 186,481 205,950		
汚水ます	内径 35cm L形ます 丸形ます		箇所	93,219 104,055		
	内径 50cm L形ます 丸形ます	深さ 1.00m 未満 深さ 1.00m 以上 深さ 1.00m 未満 深さ 1.00m 以上	箇所	98,656 121,867 113,220 136,431		
	内径 70cm		箇所	325,654		
雨水ます	内径 35cm	1 枚蓋 (深さ 0.80m) 2 枚蓋 (深さ 1.00m)	箇所	86,874 144,649		
	内径 50cm	1 枚蓋 (深さ 0.80m) 2 枚蓋 (深さ 1.00m)	箇所	96,585 154,361		
格子蓋 雨水ます	内径 50cm (標準型)		箇所	106,675		
	内径 35cm (角型)		箇所	85,407		
L 型側 溝	250B 300B		m	16,780 17,374		
	250B 300B		m	6,960 7,482		
試験堀	A 形 (2.0m × 1.0m × 1.5m)		箇所	127,608		
	B 形 (1.5m × 0.7m × 1.3m)			37,060		
	C 形 (1.0m × 0.7m × 1.0m)			18,528		
障害物 切廻し			式	東京都水道局 (水道管)、東京瓦斯株式会社 (ガス管) 等の発行する領収書記載金額の 100 分の 90 以内		

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎江東区告示第165号

令和2年7月2日江東区告示第193号の一部を次のように改正する。

令和3年6月8日

江東区長 山 崎 孝 明

5 代表者の氏名及び住所	氏名 大野 泰士 住所 江東区古石場二丁目14番1-1606号
--------------	------------------------------------

を

5 代表者の氏名及び住所	氏名 波多野 誠 住所 江東区古石場二丁目14番1-2601号
--------------	------------------------------------

に改める。

◎江東区告示第166号

平成29年6月26日江東区告示第149号の一部を次のように改正する。

令和3年6月8日

江東区長 山 崎 孝 明

5 代表者の氏名及び住所	氏名 加島 秀夫 住所 江東区東陽一丁目21番17号
--------------	-------------------------------

を

5 代表者の氏名及び住所	氏名 青木 富芳 住所 江東区東陽一丁目17番2号
--------------	------------------------------

に改める。

◎江東区告示第167号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり令和3年度地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和3年6月8日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

- 1 事業計画が告示された日  
令和3年6月7日（東京都告示第822号）
- 2 調査を実施する者の名称  
江東区
- 3 調査地域  
江東区潮見一丁目及び潮見二丁目の各地内
- 4 調査期間

令和3年7月14日から令和4年3月31日まで

◎江東区告示第168号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年6月9日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1370806562
- 2 事業所の名称及び所在地  
合同会社福老ふくろうプランニング  
東京都江東区森下二丁目6番1号メゾネット小林202号室
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
合同会社福老  
東京都江東区森下二丁目6番1号メゾネット小林202号室  
代表社員 パトナム 真佐子
- 4 指定年月日  
令和3年6月1日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎江東区告示第170号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和3年6月10日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第175号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同

条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 3 年 6 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第 176 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和 3 年 6 月 28 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 28 日

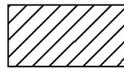
江東区長 山 崎 孝 明

記

整理番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江 2 4 号	江東区永代一丁目 20 番 1 先から 江東区福住一丁目 17 番先まで	なし

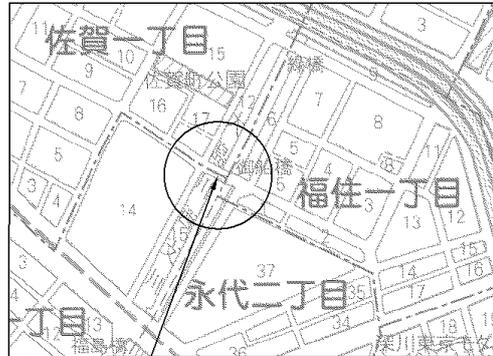
# 特別区道江24号供用開始略図

江東区永代一丁目地内  
 江東区佐賀一丁目地内  
 江東区福住一丁目地内

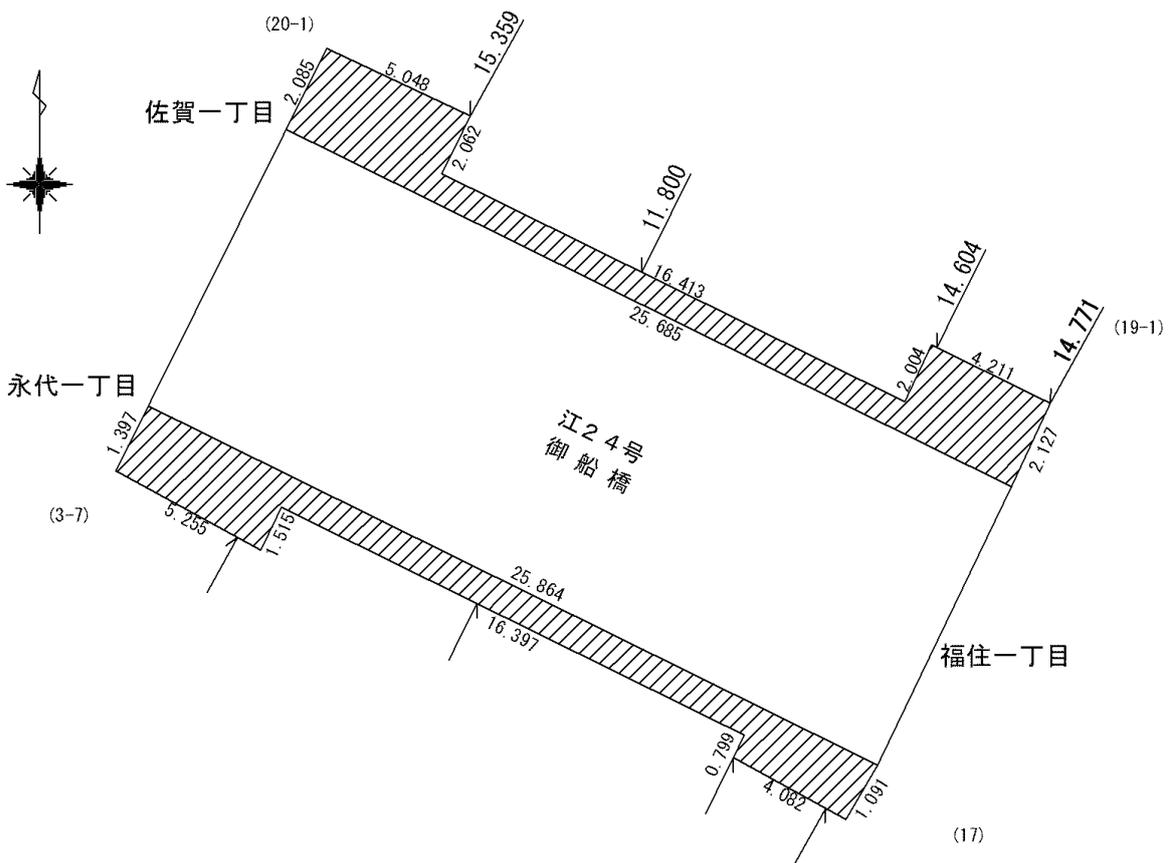


供用開始区域

面積 35.35 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル  
 ※ ( )内は地番

◎江東区告示第 1 7 7 号

江東区情報公開条例（平成 1 3 年 3 月江東区条例第 3 号）第 3 2 条の規定により令和 2 年度における公文書の開示等の実施状況について、江東区個人情報保護条例（平成 1 0 年 3 月江東区条例第 1 0 号）第 5 5 条の規定により同年度における同条例の運用状況について、別紙のとおり公表します。

令和 3 年 6 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙]

江東区情報公開条例第32条に基づく実施状況の公表

令和3年3月31日 現在

1 総括状況

(単位:件)

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数				計	取下げ
			開示	一部開示	非開示A	非開示B		
	公文書開示請求	276	118	123	5	19	265	11
	(前年度件数)	(185)	(95)	(71)	(4)	(7)	(177)	(8)
	情報提供申出	8,213	8,213	—	—	—	8,213	—
	(前年度件数)	(9,083)	(9,083)	—	—	—	(9,083)	—
	合 計	8,489	8,331	123	5	19	8,478	11
	(前年度件数)	(9,268)	(9,178)	(71)	(4)	(7)	(9,260)	(8)

(注1) 非開示Aは、対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による全部非開示及び存否応答拒否の件数。  
非開示Bは、文書不存在による全部非開示の件数。

(注2) 決定に対する審査請求 1 件

2 実施機関別内訳

(単位:件)

区分	処理状況	請求件数	公文書開示請求				取下げ	情報提供申出
			開示可否の決定件数					
			開示	一部開示	非開示A	非開示B		
区長		209	92	95	2	16	4	8,208
	政策経営部	9	1	5	0	2	1	14
	オリンピック・パラリンピック推進室	0	0	0	0	0	0	0
	総務部	58	31	19	1	6	1	146
	地域振興部	5	2	3	0	0	0	11
	区民部	6	2	4	0	0	0	0
	福祉部	6	0	6	0	0	0	2
	障害福祉部	2	0	1	0	1	0	2
	生活支援部	3	0	3	0	0	0	0
	健康部	16	0	7	1	6	2	508
	子ども未来部	2	0	2	0	0	0	1
	環境清掃部	8	0	7	0	1	0	12
	都市整備部	17	1	16	0	0	0	7,413
	土木部	77	55	22	0	0	0	99
	会計管理室	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		52	23	20	3	0	6	4
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0
監査委員		4	1	2	0	1	0	0
区議会		11	2	6	0	2	1	1
合 計		276	118	123	5	19	11	8,213

3 非開示等理由の内訳

(単位:件)

非開示・一部開示理由	根拠規定	該当件数
法令秘情報	7条1号	0
個人情報	7条2号	75
法人等情報	7条3号	69
社会的支障情報	7条4号	24
審議等情報	7条5号	1
行政運営情報	7条6号	23
存否応答拒否	10条	5
文書不存在	11条2項	35
他制度による調整	18条	0
適用除外	附則3項	0

(注) 該当件数の重複あり。

4 開示請求者の内訳

(単位:件)

請求者区分		件数
区内	個人	86
	団体	101
区外	個人	34
	団体	55

## 江東区個人情報保護条例第55条に基づく運用状況の公表

令和3年3月31日 現在

(単位:件)

## 1 総括状況

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	一部開示	非開示A	非開示B	計	
開 示 請 求		2,055	110	35	935	975	2,055	0
(前年度件数)		(205)	(129)	(41)	(3)	(29)	(202)	(3)

(注1) 非開示Aは、対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による全部非開示及び存否応答拒否の件数。  
非開示Bは、文書不存在による全部非開示の件数。

(注2) 訂正請求 0件 (訂正 0件 ・ 不訂正 0件 ・ 存否応答拒否 0件 ・ 取下げ 0件)  
利用停止請求 0件 (利用停止 0件 ・ 利用不停止 0件 ・ 存否応答拒否 0件 ・ 取下げ 0件)

(注3) 決定に対する審査請求 5件

## 2 実施機関別内訳

(単位:件)

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	一部開示	非開示A	非開示B	計	
区長		2,022	109	25	935	953	2,022	0
政策経営部		1,868	1	3	935	929	1,868	0
オリンピック・パラリンピック推進室		0	0	0	0	0	0	0
総務部		9	0	9	0	0	9	0
地域振興部		0	0	0	0	0	0	0
区民部		32	6	4	0	22	32	0
福祉部		45	44	1	0	0	45	0
障害福祉部		6	6	0	0	0	6	0
生活支援部		54	49	4	0	1	54	0
健康部		1	0	0	0	1	1	0
こども未来部		6	3	3	0	0	6	0
環境清掃部		0	0	0	0	0	0	0
都市整備部		0	0	0	0	0	0	0
土木部		1	0	1	0	0	1	0
会計管理室		0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		15	0	9	0	6	15	0
選挙管理委員会		6	0	1	0	5	6	0
監査委員		6	0	0	0	6	6	0
区議会		6	1	0	0	5	6	0
合 計		2,055	110	35	935	975	2,055	0

## 3 個人情報の運用状況

(単位:件)

実施機関名	個人情報ファイル簿	外部委託	目的外利用	外部提供
区長	268	1,285	114	8,112
政策経営部	2	124	1	0
オリンピック・パラリンピック推進室	1	2	0	0
総務部	20	69	7	24
地域振興部	30	16	33	22
区民部	42	26	18	7,344
福祉部	27	780	10	25
障害福祉部	12	58	16	7
生活支援部	30	65	10	571
健康部	57	65	9	57
こども未来部	24	26	5	17
環境清掃部	6	7	1	2
都市整備部	7	31	3	4
土木部	4	15	1	39
会計管理室	6	1	0	0
教育委員会	29	99	11	147
選挙管理委員会	4	2	4	0
監査委員	0	0	1	0
区議会	0	5	3	0
合 計	301	1,391	133	8,259

## ◎江東区告示第178号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年6月30日

江東区長 山崎孝明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1372303915
- 2 事業所の名称及び所在地  
グループホームひなた  
東京都江戸川区春江町三丁目38番26号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
株式会社エスエヌシー  
東京都江戸川区春江町三丁目38番28号  
代表取締役 根木島 義明
- 4 廃止年月日  
令和元年10月31日
- 5 サービスの種類  
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

## ◎江東区告示第180号

江東区豊洲特別出張所の公金収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項、同令第158条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条及び介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、地方自治法施行令第158条第2項、同令第158条の2第6項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項の規定により告示する。

令和3年7月1日

江東区長 山崎孝明  
記

- 1 契約の相手方 東京都千代田区大手町二丁目6番2号  
株式会社パソナ  
常務執行役員 人材派遣・BPO事業本部  
松永 早苗

- 2 委託期間 令和3年7月1日から令和4年3月31日まで
- 3 委託の内容 江東区豊洲特別出張所の飼犬の登録事務に係る手数料、有料ごみ処理券の販売代金、特別区民税、個人の都民税、軽自動車税、国民健康保険の保険料、後期高齢者医療の保険料及び介護保険の保険料の収納事務

## ◎江東区告示第181号

介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年7月2日

江東区長 山崎孝明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1390800538
- 2 事業所の名称及び所在地  
ライブラリ北砂  
東京都江東区北砂一丁目4番21号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
株式会社リビングプラットフォームケア  
北海道札幌市中央区南二条西二十丁目291番地  
代表取締役 金子 洋文
- 4 指定年月日  
令和3年7月1日
- 5 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護

## ◎江東区告示第184号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和3年7月5日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

告 示 ( 教 )

◎江東区教育委員会告示第 9 号

下記により、令和 3 年第 6 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 3 年 6 月 2 2 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 3 年 6 月 2 5 日 (金)  
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区文化センター
- 3 報告事項
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について  
ほか
- 4 協議事項
  - (1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務専念義務の免除等の取り扱いについて

## 告 示 （ 選 ）

## ◎江東区選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年6月24日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
8, 487
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数  
137, 390
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数  
70, 723

## ◎江東区選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙における各投票区の投票所を別紙のとおり定める。

令和3年6月25日

江東区選挙管理委員会

〔別紙〕

## 投票所一覧

令和3年7月4日執行 東京都議会議員選挙

投票区	投票所名	所在地
江東区第1投票区	八名川小学校	新大橋三丁目1番15号
江東区第2投票区	深川小学校	高橋14番10号
江東区第3投票区	ケイ・インターナショナルスクール東京	白河一丁目5番15号
江東区第4投票区	元加賀小学校	白河四丁目3番19号
江東区第5投票区	深川第六中学校	平野三丁目6番13号
江東区第6投票区	毛利小学校	毛利二丁目2番2号
江東区第7投票区	東川小学校	住吉一丁目12番2号
江東区第8投票区	扇橋小学校	石島18番5号
江東区第9投票区	千田福祉会館	千田21番18号
江東区第10投票区	明治小学校	深川二丁目17番26号
江東区第11投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目1番6号
江東区第12投票区	数矢小学校	富岡一丁目18番7号
江東区第13投票区	深川第三中学校	越中島三丁目7番1号
江東区第14投票区	平久小学校	木場一丁目2番2号
江東区第15投票区	東陽小学校	東陽三丁目27番12号
江東区第16投票区	江東区役所	東陽四丁目11番28号
江東区第17投票区	東陽中学校	東陽二丁目1番8号
江東区第18投票区	深川南部保健相談所	枝川一丁目8番15-102号
江東区第19投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目21番14号
江東区第20投票区	枝川小学校	枝川三丁目5番3号
江東区第21投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目6番1号
江東区第22投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目4番4号
江東区第23投票区	東雲小学校	東雲二丁目4番11号
江東区第24投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目9番46号
江東区第25投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目1番22号
江東区第26投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目10番57号
江東区第27投票区	香取小学校	亀戸四丁目26番22号
江東区第28投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目5番7号
江東区第29投票区	水神小学校	亀戸五丁目22番22号
江東区第30投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目12番10号
江東区第31投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目36番1号
江東区第32投票区	浅間堅川小学校	亀戸九丁目22番4号
江東区第33投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目41番16号
江東区第34投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目2番2号
江東区第35投票区	第一大島小学校	大島二丁目41番4号
江東区第36投票区	第二大島小学校	大島三丁目16番2号
江東区第37投票区	大島南央小学校	大島四丁目18番5号
江東区第38投票区	大島幼稚園	大島五丁目38番1号
江東区第39投票区	第四大島小学校	大島六丁目7番8号
江東区第40投票区	第三大島小学校	大島九丁目5番3号
江東区第41投票区	大島中学校	大島八丁目12番22号
江東区第42投票区	北砂小学校	北砂一丁目3番36号
江東区第43投票区	砂町小学校	北砂四丁目13番23号
江東区第44投票区	小名木川小学校	北砂五丁目22番10号
江東区第45投票区	亀高小学校	北砂五丁目20番16号
江東区第46投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目26番6号
江東区第47投票区	東砂小学校	東砂二丁目12番14号
江東区第48投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目21番5号
江東区第49投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目24番1号
江東区第50投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目13番18号
江東区第51投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目3番13号
江東区第52投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目17番30号
江東区第53投票区	南砂小学校	南砂二丁目3番21号
江東区第54投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目10番3号
江東区第55投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目10番9号
江東区第56投票区	有明西学園	有明一丁目7番13号
江東区第57投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目2番18号

◎江東区選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により準用される第39条及び第40条第1項但書の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙（江東区選挙区）における期日前投票所を、次のとおり定める。

令和3年6月25日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目11番28号	令和3年6月26日から7月3日まで 午前8時30分から午後8時まで
豊洲シビックセンター	江東区豊洲二丁目2番18号	
森下文化センター	江東区森下三丁目12番17号	
富岡区民館	江東区富岡一丁目16番12号	
小松橋区民館	江東区扇橋二丁目1番5号	
カメラアプラザ	江東区亀戸二丁目19番1号	令和3年6月27日から7月3日まで 午前8時30分から午後8時まで
総合区民センター	江東区大島四丁目5番1号	
砂町区民館	江東区北砂四丁目7番3号	
南砂区民館	江東区南砂六丁目8番3号	

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙（江東区選挙区）における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和3年6月25日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第14号

令和3年6月25日付江東区選挙管理委員会告示第12号の一部を次のように改める。

令和3年7月4日

江東区選挙管理委員会

〔以下省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙（江東区選挙区）における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和3年6月25日

江東区選挙管理委員会

告 示 ( 選 挙 長 )

◎東京都議会議員選挙(江東区選挙区)選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4第1項(又は第2項)の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙(江東区選挙区)において、同年6月25日、次のとおり候補者の届出があった。

令和3年6月25日

東京都議会議員選挙(江東区選挙区)  
選挙長 植村典侑

[別紙]

東京都議会議員選挙 立候補者一覧

Table with 10 columns: 届出受理番号, 届出の別, 候補者氏名, 候補者氏名(かな), 本籍, 住所, 年齢, 党派, 職業, ウェブサイトアドレス. It lists 8 candidates for the Tokyo Metropolitan Assembly election in the Koto-ku district.

◎東京都議会議員選挙(江東区選挙区)選挙長告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙(江東区選挙区)における江東区開票区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和3年6月25日

東京都議会議員選挙(江東区選挙区)  
選挙長 植村典侑

- 1 場所 江東区役所  
江東区東陽四丁目11番28号
- 2 日時 令和3年7月1日  
午後5時30分開始

◎東京都議会議員選挙(江東区選挙区)選挙長告示第3号

令和3年6月25日付東京都議会議員選挙(江

東区選挙区)選挙長告示第1号の一部を次のように改める。

令和3年6月30日

東京都議会議員選挙(江東区選挙区)  
選挙長 植村典侑

Table showing the change in candidate name and website address for the election. The original entry for 'あぜ上 三和子' is shown with a blank website address, and the new entry shows the website address 'https://www.azegami-miwako-jcp.info/'.

を

Table showing the updated candidate name and website address for the election. The entry for 'あぜ上 三和子' now includes the website address 'https://www.azegami-miwako-jcp.info/'.

に改める。

区 議 会
-------

◎区議会議決事項(令和3年第2回定例会)

6月9日から開会した令和3年第2回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 報告(区長提出)

報告第3号 令和2年度江東区繰越明許費繰越計算書について

(6月9日報告)

2 その他の議決事項等

令和3年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

(6月9日設置及び選任)